

## 第2 議会の審議に関する調

### 1 本会議の回数・会期日数（表44～45）

- ・ 定例会の年間開催回数は「4回」が993町村（98.9%）と最も多く、次いで「5回以上」が6町村（0.6%）、「3回」が5町村（0.5%）、1議会あたりの定例会平均開催回数は、4.0回。
- ・ 臨時会の年間開催回数は、「2回」が239町村と最も多く、次いで「1回」の6町村、「3回」の151町村、「4回」の141町村、「5回以上」の129町村の順、1議会あたりの臨時会平均開催回数は2.4回。（表44）
- ・ 定例会の会期日数（1議会あたり平均）は、38.3日、そのうち本会議日数は13.8日。
- ・ 臨時会の会期日数（1議会あたり平均）は、3.0日、そのうち本会議日数は2.9日。
- ・ 定例会と臨時会をあわせた合計会期日数は、41.4日、本会議日数は16.6日。（表45）
- ・ 定例会「3回」・「5回以上」開催の町村があるのは、調査期間中（平成19年7月1日～平成20年6月30日）に開催された定例会の回数をカウントしており、例えば昨年6月定例会を昨年7月に開催した場合も今回調査に含めている。

表44 本会議の回数

(単位:団体)

本会議 種別	0回	1回	2回	3回	4回	5回以上	延回数 (回)	1議会あたり 平均回数 (回)
定例会	0	0	0	5	993	6	4,017	4.0
臨時会	0	226	239	151	141	129	2,456	2.4
	合計						6,473	6.4

表45 本会議の会期日数(1議会あたりの平均)

(単位:日)

本会議種別	会期日数	本会議日数	休会日数
定例会	38.3	13.8	24.6
臨時会	3.0	2.9	0.2
合計	41.4	16.6	24.7

## 2 議長及び議員請求による臨時会(表46~47)

- ・ 法第101条第2項の規定による議長請求の臨時会は、70団体79回。(表46)
- ・ 法第101条第3項の規定による議員定数の4分の1以上の者からの請求による臨時会は、108団体153回。(表47)
- ・ 臨時会の開催回数(延)は2,456回であるので(表44)、ほとんどが長の判断による臨時会招集。

表46 議長請求による臨時会

種別	該当町村数 (団体)	回数 (回)
議長請求による 臨時会	70	79

(注) 平成18年6月の法の改正により、議長は長に対し臨時会の招集請求ができるようになった。

表47 議員請求による臨時会

種別	該当町村数 (団体)	回数 (回)
議員請求による 臨時会	108	153

## 3 一般傍聴者数(表48)

- ・ 調査期間中における本会議の延べ傍聴者数は、78,434人、これを1議会あたりの平均傍聴者数でみると12.1人、1町村あたりの平均傍聴者数は78.1人。

- ・ 定例会・臨時会別では、定例会の1会議あたりの平均傍聴者数は18.4人、1町村あたりの平均傍聴者数は73.5人、臨時会では1会議あたりの平均傍聴者数は1.9人、1町村あたりの平均傍聴者数は5.3人。

表48 一般傍聴者数

(単位:人)

本会議種別	傍聴者総数(延)	1会議あたりの平均傍聴者数	1町村あたりの平均傍聴者数
定例会	73,746	18.4	73.5
臨時会	4,688	1.9	5.3
合計	78,434	12.1	78.1

(注) 1会議あたりの平均傍聴者数の合計欄は、傍聴者総数を定例会・臨時会の延回数で除したものである

#### 4 議員への議案等の配布(表49)

- ・ 議員への議案等の配布状況は、932町村(92.8%)が招集日前に配布。
- ・ 議員へ議案以外の説明資料などの会議資料は、986町村(98.2%)が配布。

表49 議案等の配布

(単位:団体)

議案の配布	招集日前に配布	招集日に配布
	932	72
会議資料の配布	配布している	配布していない
	986	18

#### 5 質問・質疑の状況(表50~52)

- ・ 調査期間中、議員が一般質問を行ったのは1,001町村(99.7%)、その平均延人数は25.6人。
- ・ 緊急質問については、定例会において、26町村(2.6%)で該当、平均延人数は3.4人、臨時会では12町村(1.2%)、その平均延人数は2.5人。(表50)
- ・ 質問を行う際、執行機関側と向かい合うようないわゆる「対面式」で議員の発言台を設置し、質問を行っているのは738町村(73.5%)。
- ・ 回数制限をなくして、何度でも質問ができる「一問一答方式」で行っているのは、484町村(48.2%)、そのうち、時間による一定の制限をしているのが

417 町村。(表 51)

- ・ 質疑について、質問と同様に「対面式」で行っているのは、666 町村(66.3%)。
- ・ 「一問一答方式」で行っているのは、191 町村(19.0%)。そのうち、時間による一定の制限をしているのが 80 町村。(表 52)

表50 一般質問・緊急質問

(単位:人)

本会議の 区分	一般質問		緊急質問	
	該当町村数 (団体)	平均 延人数	該当町村数 (団体)	平均 延人数
定例会	1,001	25.6	26	3.4
臨時会			12	2.5
合計	1,001	25.6	38	5.9

注1) 本表は、該当する町村の平均を記載。

注2) 延人数は、一般質問及び緊急質問をした者(会派代表者質問も含む。)の総人数である。

表51 質問

(単位:団体)

項目	形態・方式等		採用(制限)している			採用(制限)していない		
	質問	対面式		738			266	
内		一問一答 方式	採用 している	採用 していない		採用 している	採用 していない	
			425	313		59	207	
訳		制限	時間制限	時間制限	回数制限	時間制限	時間制限	回数制限
			361	130	262	56	97	165
	663			253				

注) 時間制限及び回数制限については、複数回答。

表52 質疑

(単位:団体)

項目	形態・方式等		採用(制限)している			採用(制限)していない		
質疑	対面式		666			338		
	内	一問一答方式	採用している	採用していない		採用している	採用していない	
			165	501		26	312	
	訳	制限	時間制限	時間制限	回数制限	時間制限	時間制限	回数制限
			69	43	455	11	20	286
536			302					

注) 時間制限及び回数制限については、複数回答。

## 6 付議事件の件数・審議方法・審議結果(表53~56)

- 平成18年6月の法の改正により、委員会は、議会の議決すべき事件のうち所管に属するものについて議案を提出することができるようになった。
- 調査期間中の付議事件の総件数は、96,520件。(ただし、選挙、請願・陳情を除く。これらは別表で分類。)
- 定例会・臨時会別、提出者別では、まず定例会では「町村長提出」が77,907件、「議長・議員提出」は8,999件、「委員会提出」は1,421件。  
臨時会では「町村長提出」が6,987件、「議長・議員提出」は1,114件、「委員会提出」は92件。
- 付議事件の総件数96,520件の種別では、「予算」が32,197件(33.4%)と最も多く、次いで「条例」の25,908件(26.8%)、「その他」の9,910件(10.3%)、「決算」の7,211件(7.5%)、「意見書」の6,803件(7.0%)、「専決処分」の5,486件(5.7%)などの順。(表53)
- 1議会あたりの平均にした場合、1議会あたりの付議事件の件数は96.1件。(表54)
- 付議事件の審議方法は、総件数96,520件のうち、「本会議即決」は69,003件(71.5%)と最も多く、次いで「常任委員会付託」の18,885件(19.5%)、「特別委員会付託」8,571件(8.9%)、「議会運営委員会付託」61件(0.1%)の順。(表55)
- 審議結果では、総件数96,520件のうち、ほとんどが「原案可決・承認・同意」の95,494件(98.9%)、「否決・不承認・不同意」は674件(0.7%)、「修

正可決」は 143 件 (0.2%)、そのほか「撤回」が 130 件 (0.1%)、「審議未了・廃案」が 79 件 (0.1%)。

- ・ 審議結果で否決 (不承認) した議案を種類別・件数で見ると、長提出は、「条例」を否決したのが 107 件 (長提出条例のうち 0.4%) と最も多く、次いで「人事案件」の 42 件、「予算」の 35 件、「その他」の 26 件、「決算」の 21 件、「専決処分」の 16 件の順。
- ・ 議長・議員提出は、「意見書」を否決したのが 312 件 (5.2%) と最も多く、「条例」の 58 件、「その他」の 22 件、「決議」の 21 件、「人事案件」の 3 件の順。
- ・ 委員会提出の否決案件は、「意見書」で 2 件、「その他」で 1 件。(表 56)

表53 付議事件の件数(総件数)

(単位:件)

種別	議案の提出者	条例	予算	決算	契約	専決処分 (法179)	意見書	決議	懲罰	資格決定	会議規則	人事案件	その他	合計
定例会	町村長	23,890	30,232	7,018	1,855	4,067						3,830	7,015	77,907
	議長・議員	622					5,808	430	6	1	65	522	1,545	8,999
	委員会	94					744	42	0	0	21		520	1,421
臨時会	町村長	1,231	1,965	193	1,098	1,419						519	562	6,987
	議長・議員	65					228	148	0	0	6	444	223	1,114
	委員会	6					23	16	0	0	2		45	92
合計		25,908	32,197	7,211	2,953	5,486	6,803	636	6	1	94	5,315	9,910	96,520

注) この付議事件には、選挙、請願・陳情は含めない。

表54 付議事件の件数(1議会あたり平均)

(単位:件)

種別	議案の提出者	条例	予算	決算	契約	専決処分 (法179)	意見書	決議	懲罰	資格決定	会議規則	人事案件	その他	合計
定例会	町村長	23.8	30.1	7.0	1.8	4.1						3.8	7.0	77.6
	議長、議員	0.6					5.8	0.4	0.0	0.0	0.1	0.5	1.5	9.0
	委員会	0.1					0.7	0.0	0.0	0.0	0.0		0.5	1.4
臨時会	町村長	1.2	2.0	0.2	1.1	1.4						0.5	0.6	7.0
	議長、議員	0.1					0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.4	0.2	1.1
	委員会	0.0					0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0	0.1
合計		25.8	32.1	7.2	2.9	5.5	6.8	0.6	0.0	0.0	0.1	5.3	9.9	96.1

表55 付議事件の審議方法(総件数)

(単位:件)

種 別	提出者	件数	本会議 即 決	委員会付託		
				常任委員会	議会運営委員会	特別委員会
条例	町村長	25,121	17,760	6,619	5	737
	議長・議員	687	629	42	9	7
	委員会	100	87	11	2	0
予算	町村長	32,197	20,525	7,509	1	4,162
決算	町村長	7,211	1,996	1,766	—	3,449
契約	町村長	2,953	2,646	286	1	20
専決処分 (法179)	町村長	5,486	5,004	457	—	25
意見書	議長・議員	6,036	5,562	451	18	5
	委員会	767	655	110	0	2
決議	議長・議員	578	564	10	0	4
	委員会	58	55	3	0	0
懲罰	議長・議員	6	—	0	—	6
	委員会	0	—	0	—	0
資格決定	議長・議員	1	—	0	—	1
	委員会	0	—	0	—	0
会議規則	議長・議員	71	68	2	1	—
	委員会	23	23	0	0	—
人事案件	町村長	4,349	4,298	46	2	3
	議長・議員	966	962	3	0	1
その他	町村長	7,577	5,948	1,507	0	122
	議長・議員	1,768	1,684	49	16	19
	委員会	565	537	14	6	8
合計		96,520	69,003	18,885	61	8,571

注) この付議事件には、選挙、請願・陳情は含めない。

表56 付議事件の審議結果(総件数)

(単位:件)

種	別	件数	審議結果				
			原案可決 承認 同意	修正可決	否決 不承認 不同意	撤回	審議未了 廃案
条例	提出者						
	町村長	25,121	24,898	56	107	47	13
	議長・議員	687	620	5	58	2	2
	委員会	100	95	5	0	0	0
予算	町村長	32,197	32,049	54	35	41	18
決算	町村長	7,211	7,150	—	21	13	27
契約	町村長	2,953	2,940	—	8	4	1
専決処分 (法179)	町村長	5,486	5,470	—	16	—	—
意見書	議長・議員	6,036	5,701	13	312	7	3
	委員会	767	763	2	2	0	0
決議	議長・議員	578	555	0	21	1	1
	委員会	58	57	0	0	1	0
懲罰	議長・議員	6	5	—	0	1	0
	委員会	0	0	—	0	0	0
資格決定	議長・議員	1	1	—	0	0	0
	委員会	0	0	—	0	0	0
会議規則	議長・議員	71	71	0	0	0	0
	委員会	23	23	0	0	0	0
人事案件	町村長	4,349	4,296	—	42	4	7
	議長・議員	966	961	—	3	0	2
その他	町村長	7,577	7,532	7	26	8	4
	議長・議員	1,768	1,743	1	22	1	1
	委員会	565	564	0	1	0	0
合計		96,520	95,494	143	674	130	79

注) この付議事件には、専決処分(法179)、請願・陳情、選挙は含めない。

7 専決処分の件数・審議方法・審議結果等（表 57～61）

- ・ 調査期間中、法第 179 条に基づき長が行った専決処分の総件数は 5,486 件、その承認を求めたのは、定例会が 4,067 件、臨時회가 1,419 件。
- ・ 専決処分の総件数 5,486 件の内訳は、「予算」の 3,102 件（56.5%）が最も多く、次いで「条例」の 2,039 件（37.2%）、「その他」の 242 件（4.4%）、「契約」の 100 件（1.8%）、「決算」の 3 件（0.1%）の順。（表 57）
- ・ 専決処分の 1 議会あたりの平均件数は 5.46 件。（表 58）
- ・ 専決処分の審議方法は、5,486 件中、「本会議即決」が 5,004 件（91.2%）とほとんどであり、次いで「常任委員会付託」が 457 件（8.3%）、「特別委員会付託」が 25 件（0.5%）。（表 59）
- ・ 専決処分の審議結果は、5,486 件中、「承認」が 5,470 件（99.7%）、「不承認」は 16 件（0.3%）。（表 60）
- ・ 専決処分を行う理由としては、「特に緊急を要するため議会を招集する余裕がない」が 5,350 件（97.5%）と圧倒的に多い。（表 61）
- ・ 平成 18 年 6 月の法の改正により、専決理由の要件は、「特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかである」に改められた。

表 57 専決処分（法179）の件数（総件数）

（単位：件）

本会議種別	条例	予算	決算	契約	その他	合計
定例会	1,531	2,257	3	76	200	4,067
臨時会	508	845	0	24	42	1,419
合計	2,039	3,102	3	100	242	5,486

表 58 専決処分（法179）の件数（1議会あたりの平均）

（単位：件）

本会議種別	条例	予算	決算	契約	その他	合計
定例会	1.52	2.25	0.00	0.08	0.20	4.05
臨時会	0.51	0.84	0.00	0.02	0.04	1.41
合計	2.03	3.09	0.00	0.10	0.24	5.46

表59 専決処分(法179)の審議方法(総件数)

(単位:件)

種別	件数	本会議 即決	委員会付託		
			常任委員会	議会運営委員会	特別委員会
条例	2,039	1,859	172	0	8
予算	3,102	2,814	273	0	15
決算	3	3	0	0	0
契約	100	98	2	0	0
その他	242	230	10	0	2
合計	5,486	5,004	457	0	25

表60 専決処分(法179)の審議結果(総件数)

(単位:件)

種別	件数	審議結果	
		承認	不承認
条例	2,039	2,035	4
予算	3,102	3,090	12
決算	3	3	0
契約	100	100	0
その他	242	242	0
合計	5,486	5,470	16

表61 専決処分(法179)の専決理由

(単位:件)

種別	件数	専決理由	
		余裕がない	その他
条例	2,039	1,997	42
予算	3,102	3,021	81
決算	3	3	0
契約	100	98	2
その他	242	231	11
合計	5,486	5,350	136

8 請願・陳情の件数・審議方法・審議結果等（表 62～66）

- ・ 調査期間中の請願・陳情の総件数は 7,514 件、うち請願は 2,563 件、陳情は 4,951 件。（表 62）
- ・ 1 議会あたりの請願・陳情の平均件数は、7.5 件。（表 63）
- ・ 審議方法は、請願 2,563 件中「常任委員会付託」が 1,905 件（74.3%）と最も多く、次いで「本会議即決」の 583 件（22.7%）が多い。
- ・ 陳情 4,951 件中「常任委員会付託」が 3,112 件（62.9%）と最も多く、次いで「その他」998 件（20.2%）が多い。
- ・ 提出された陳情の約 7 割強は本会議即決や委員会付託するなど請願の例と同様に処理しているが、「その他」の 2 割の中には、審議せずに議長預かりや議員へ参考配布するなどの取り扱いをしている例が多い。（表 64）
- ・ 請願・陳情の審議結果をみると、請願 2,563 件では、「採択」は 1,822 件（71.1%）、「不採択」は 512 件（20.0%）
- ・ 陳情 4,951 件では、「採択」が 2,642 件（53.4%）、「不採択」は 682 件（13.8%）。陳情では「その他」も 1,224 件（24.7%）と多い。（表 65）
- ・ 請願の審議後に請願者へ審議結果の通知を行っているのが 2,278 件（88.9%）陳情については 3,536 件（71.4%）
- ・ 採択した請願について法第 125 条に基づき、その請願の処理の経過及び結果報告の請求を行っているのが 76 件（4.2%）陳情では、165 件（6.2%）（表 66）

表 62 請願・陳情の件数（総件数）

（単位：件）

本会議の種別	請願	陳情	合計
定例会	2,525	4,914	7,439
臨時会	38	37	75
合計	2,563	4,951	7,514

表 63 請願・陳情の件数（1 議会あたりの平均）

（単位：件）

本会議の種別	請願	陳情	合計
定例会	2.51	4.89	7.4
臨時会	0.04	0.04	0.1
合計	2.6	4.9	7.5

表64 請願・陳情の審議方法(総件数)

(単位:件)

種別	件数	本会議 即決	委員会付託			その他
			常任委員会	議会運営委員会	特別委員会	
請願	2,563	583	1,905	24	32	19
陳情	4,951	665	3,112	155	21	998
合計	7,514	1,248	5,017	179	53	1,017

表65 請願・陳情の審議結果(総件数)

種別	件数	審議結果						
		採択	不採択	趣旨 採択	一部 採択	撤回	審議未了 廃案	その他
請願	2,563	1,822	512	46	25	8	31	119
陳情	4,951	2,642	682	271	35	8	89	1,224
合計	7,514	4,464	1,194	317	60	16	120	1,343

表66 請願・陳情の審議後の対応

(単位:件数)

種別	請願者・陳情者への結果通知			採択分の処理報告請求(法125)		
	有	無	合計 (請願・陳情総数)	有	無	合計 (採択分の総計)
請願	2,278	285	2,563	76	1,746	1,822
陳情	3,536	1,415	4,951	165	2,478	2,643
合計	5,814	1,700	7,514	241	4,224	4,465

## 9 選挙(表67)

- ・ 調査期間中における町村議会で行われた選挙は2,288件、そのうち「投票」で選挙を行ったのは900件(39.3%)、「指名推選」による選挙は1,388件(60.7%)。
- ・ 選挙の種類別では、「一部事務組合等議会議員」が881件(38.5%)で最も多く、次いで、「選挙管理委員」の372件(16.3%)、「選挙管理委員補充員」の363件(15.8%)、「副議長」の340件(14.9%)、「議長」の332件(14.5%)の順。

- ・ 選挙の方法では、議長と副議長の選挙は、指名推選より投票が多く、選挙管理委員や同補充員、一部事務組合等議会議員の選挙は指名推選の方が多い傾向にある。

表67 選挙

(単位:件)

選挙の方法	選挙の種類					合計
	議長	副議長	選挙管理委員	選挙管理委員 補充員	一部事務組合 等議会議員	
投票	270	264	12	12	342	900
指名推選	62	76	360	351	539	1,388
合計	332	340	372	363	881	2,288

10 議会への報告 (表 68)

- ・ 議会への報告状況は表 68 のとおり。
- ・ 件数では、「現金出納等の検査結果の報告 (法 235 条の 2)」が 2,021 件 (483 町村) と最も多く、次いで、「議員派遣の結果報告」の 939 件 (346 町村)、「監査委員の監査結果の報告」の 857 件 (439 町村)、「土地開発公社等の法人の経営状況報告」の 663 件 (508 町村)、「一部事務組合・広域連合等議会の報告」の 655 件 (215 町村)、「繰越明許費繰越計算書及び事故繰越計算書の報告」の 626 件 (610 町村)。

表68 議会への報告

議会への報告の種類	該当町村数 (団体)	件数 (件)
継続費繰越計算書及び継続費精算書の報告 (令145)	165	186
繰越明許費繰越計算書及び事故繰越計算書の報告 (令146、令150)	610	626
議会の請求による監査結果の報告 (法98)	16	26
請願(陳情)処理の経過と結果の報告 (法125)	171	396
議会の委任による長の専決処分の報告 (180)	244	483
監査委員の監査結果の報告 (法199)	439	857
現金出納等の検査結果の報告 (法235の2)	483	2,021
土地開発公社等の法人の経営状況報告 (法243の3)	508	663
議員派遣の結果報告	346	939
委員派遣の結果報告	172	320
一部事務組合・広域連合等議会の報告	215	655
その他	407	1,114